

青森県報

第二千二百二十二号

平成十五年
九月五日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……一
宅地建物取引業法による聴聞……………(建築住宅課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……二
換地計画の決定……………(農村整備課) ……四
警察官冬制服外購入契約に係る一般競争入札……………(警察本部) ……四
警察官夏服上衣長袖外購入契約に係る一般競争入札……………(同) ……六

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(任用・給与グループ) ……七
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……七

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……八

告 示

青森県告示第五百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|---------------|-----------|
| むらもとクリニックス | 弘前市大字清水一丁目九の八 | 平成二五年九一 |

青森県告示第五百七十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 処分を受けようとする者 | 聴 聞 期 日 | 聴 聞 場 所 |
|------------------------------|-----------------|------------------------|
| 青森市大字新城字平岡二五五の二〇 株式会社ライク・ホーム | 平成十五年九月十二日 午前十時 | 青森市長島一丁目一 青森県庁西棟七階A会議室 |

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコシティ 藤崎
南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表執行役 岡田元也
- 三 変更しようとする事項

| 区 分 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------------------|--|--------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗において行う者の開店時刻及び閉店時刻 | イオン株式会社二十四時間営業 | 平成十五年九月五日 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 駐車場 1、2 午前八時四十五分（年間） 午後六時四十五分（年間） 駐車場 3 午前八時四十五分（年間） 午後九時四十五分（年間） | 駐車場 1、2、3 二十四時間 | |

四 届出年月日

平成十五年八月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び藤崎町役場

2 期間

平成十五年九月五日から平成十六年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年一月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス三戸店

三戸郡三戸町大字川守田字沖中七四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイス

岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三〇

代表取締役社長 小苺米淳一

三 三戸町商工会の意見の概要

ジョイス三戸店の出店に対し、次のとおり地域環境の保持上問題があるため、それぞれを解決し、周辺地域の環境が悪化しないよう対策を講じた上での出店を求める。

1 交通について

(一) 店舗への来客者を概ね半径三キロメートルの圏内と推定しているが、隣接する田子町や名川町からの来店客も多数見込まれるので、半径三キロメートル圏外からの来客者も考慮して再調査を行い、必要駐車台数などを想定すべきではないか。

(二) アクセス道路は、それぞれのゾーンから県道三戸南部線を経由することになり、現状の交通量を基に数値を算出したことと思われる。しかし、県道三戸南部線の同じ区間を利用する三戸ショッピングセンター開店に伴い増加する交通量は全く考慮されていない。したがって、両方の大型店が開店となれば推定交通量に大きな誤差が生じ、計算した交通量より大きく増加して交通渋滞の発生は明らかに予想できる。このように、同一路線の同一区間を利用した大型店二店舗が出店することにより交通事情が悪化することは明白なため、三戸ショッピングセンター出店による推定交通量を加算の上、再積算を行い、誘導計画を見直すことを求める。

(三) 出店地前面の道路は、町立三戸中央病院へのアクセスを主目的として設置された道路である。したがって、救急車により一刻を争う緊急な手当てを必要とする患者の輸送が多くあるため、周辺道路において大きな渋滞が発生することになるなら、尊い人命にもかかわる重大な事態を招くことになる。三戸町中心部や田子町方面からの来客者は病院入口交差点から病院前を通過し、又、帰りにもこのコースを逆に通ることが予想される。しかし、この道路は県道交差点から病院敷地に接するまでが町道となっているが、病院敷地内は町道となっていない。したがって、病院への通院者や病院関係者以外の自動車の通行は病院としての立地上、管理上において問題があるのではと思われる。このことについて出店者には、適応する十分な対策を施してほしい。

(四) 出店地前面の町道から県道住谷橋への丁字路交差点において左折、右折すると住谷橋の独特な構造上、アーチから橋桁を吊り下げている数多くの吊材がブラインドのようになつて視界を遮断し、更に風格のある大きな親柱により見通しが悪く危険度の高い交差点である。出入口 を利用する来客車は必ずこの交差点を通ることになり、交差する町道部分に左折、右折車線を専用設置するなど、交差点の改良が是非必要である。信号機を設置するとしても、東側には約一五〇メートル離れて信号機の設置している駅前交差点があり、更にこの短い区間にカーブがある。又、西側にも三〇〇メートルのところにY字路となつている元木平三サ路交差点があり、ここにも信号機が取り付けられているが、この交差点は三戸ショッピングセンターが開店すると、ここを経由してのアクセスとなるため、交通量は激増することとなり、この区間を中心に前後において交通渋滞が発生することとなり、その間に信号機を設置するとなるなら、更に渋滞が増加されることが予想される。この住谷橋交差点における交通安全等の対策を十分考慮していただきたい。

2 騒音について

この地域の東側は、一級河川「馬淵川」に面し、南側及び西側は住宅地となっており、ここに三戸地方の医療の中核となっている町立三戸中央病院が数年前新築された静穏な環境にある地域である。この地に大型店が出店し、しかも深夜までの営業となれば、来客する自動車の交通量の増大に伴う騒音の発生が危惧される。

3 その他

(一) この地に大型店が出店し、しかも深夜までの営業となれば、夜間自動車やバイクの暴走行為、青少年の徘徊による犯罪に繋がるようなことの発生が危惧される。

(二) この地区は「沖中遺跡」として指定されているような周辺であり、また、この出店地に近い馬淵川対岸上流部には「泉山遺跡」が存在し、以前から大掛かりな発掘調査が実施され、数多くの遺品が出土している。出店予定地において、調査が必要なため、試掘調査を実施したところ、出土品の他、住居跡と思われる跡が出土したところである。このような貴重な遺跡を守るため、出店予定地全域を長期間を要しても、念入りに詳細な発掘調査の実施を要望する。

四 南部町商工会の意見の概要

出店予定地及び隣接する南部町地区における生活環境が悪化しないよう、入念な

検討及び対策が必要であると考えるので、本出店届出に対し厳正な審査をお願いする。

1 交通について

(一) 出店予定地から沖中六号線を通り県道南部線へ抜ける交差点は車を運転する者にとって見通しが非常に悪い地点である。なぜなら、交差点の右方向（南部町方面）はすぐ近くに住谷橋がありその橋本体が視界を妨げる形となっており通過車両を容易には確認できない状態に加え、住谷橋を渡り南部町に入るとすぐ左へカーブする道路形状であり交差点からは遠くを見通す状態にない。出店計画では県道三戸南部線から出店予定地への出入は二か所あるが、常識的に考えて住谷橋近くの交差点から進入するものがほとんどであるので、車及び歩行者の事故防止の対策は相当入念に行うことが必要であると考える。

(二) 三戸駅及び町営卸売市場へも通じる県道三戸南部線は一般住民をはじめ業者も恒常的に利用する主要道路である。出店による交通渋滞が発生した場合を想定すると影響は大きいと思われる。又、南部町から三戸町へ進行し出店予定地に入る交差点で車が列をなした場合、そのすぐ後方に三戸駅前の信号機のある交差点があり、渋滞に拍車をかけることになる。これに加え、冬期間の橋上は特に路面凍結しやすく、この交差点の状況では急停車、急ハンドルを強いられるケースも考えられ、非常に危険ではないか。

(三) 出店計画では当出店予定地よりそれ程離れていない場所へ出店を予定している三戸ショッピングセンターへ向かう車両数は計画の数値に入っておらず、三戸ショッピングセンター開店後増大する車両を想定した数値で再検討をすべきではないか。

(四) すぐそばには三戸中央病院もあり、南部町方面からの緊急車両の出入はこの地点が渋滞した場合人命尊重の面からみても影響あると考えられ、軽視できない。更には、田子町及び三戸町中心部方面から出店予定地に来る場合、三戸中央病院構内を通過する経路の方が近いことはすでに一般に知られている事実であり、ジョイス三戸店が開店した場合、相当数の車両が三戸中央病院構内を通過すると思われる。

2 騒音について

(一) 深夜零時までの営業に伴い車等の騒音が危惧される。

(二) 交通渋滞は駅前周辺住宅街をはじめ地区住民に対して騒音等の二次的な影響も考えられる。

3 その他

青少年健全育成、非行防止面でも深夜営業における対策は重要であると考える。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十五年九月五日から同年十月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、小泊川地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年九月八日から同年十月七日まで

三 縦覧の場所

小泊村役場

警察官冬制服外購入契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の調達

1 警察官冬制服外 総数 三、〇四七点

2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による。

二 納入期限

平成十六年二月二十日

三 納入場所

青森県警察本部及び青森県内十八警察署

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 その他

入札説明書中にある入札参加者の提出書類及び生地見本（試験鑑定した証明書付）等を平成十五年十月九日までに提出できる者であること。

五 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

先

青森市新町二丁目三の二

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一（内線二四三三）

六 入札書の提出期限

平成十五年十月十六日 午後三時

七 開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の二

青森県警察本部庁舎 八階会議室

2 日時

平成十五年十月十七日

なお、時間は、入札説明書による。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三
三条及び第三百五十九条の規定による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相
当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百
五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be purchased:

(1) Police officer's winter uniform and
others, total of 3,047 items

(2) Specification and quantity of other
purchase will be referred to a bid
explanation

2 Due date:

20 February 2004

3 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ and 18

Police stations in Aomori prefecture
 4 Time limit for the bidding:
 15:00 of October 16th.
 5 Contact point for the notice:
 Supply Section, Finance Division,
 Aomori Prefectural Police HQ
 2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori
 030-0801 JAPAN
 phone: 017-723-4211 (EXT. 2243)

警察官夏服上衣長袖外購入契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
 次に掲げる物品の調達

1 警察官夏服上衣長袖外 総数 九、八九五点

2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による。

二 納入期限

平成十六年二月二十日

三 納入場所

青森県警察本部及び青森県内十八警察署

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 その他

入札説明書中にある入札参加者の提出書類及び生地見本（試験鑑定した証明書付）等を平成十五年十月九日までに提出できる者であること。

五 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の二

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一（内線二二四三）

六 入札書の提出期限

平成十五年十月十六日 午後三時

七 開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の二

青森県警察本部庁舎 八階会議室

2 日時

平成十五年十月十七日

なお、時間は、入札説明書による。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三

三条及び第三百五十九条の規定による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's summer uniform with long sleeves and others, total of 9, 895 items

(2) Specification and quantity of other purchase will be referred to a bid explanation

2 Due date:

20 February 2004

3 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ and 18 Police station in Aomori prefecture

4 Time limit for the bidding:

15:00 of October 16th.

5 Contact point for the notice:

Supply Section, Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori

030-0801 JAPAN

phone: 017-723-4211 (EXT. 2243)

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

別表第二中 人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

「青森警察署内童子警察官駐在所 東津軽郡平内町大字田茂木字家岸八

七 を

蟹田警察署三厩警察官駐在所 東津軽郡三厩村字新町五

」

「蟹田警察署三厩警察官駐在所 東津軽郡三厩村字新町五 に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

| 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|---------------|-----------------|
| ぱちんこ遊技機 | CR忍者ハットリくんHN | 株式会社大一商会 |
| " | CR忍者ハットリくんFN | " |
| " | CR忍者ハットリくんHTL | " |
| " | CR忍者ハットリくんFT | " |
| " | CRライオンハート JX | 株式会社エース電研 |
| " | CRライオンハート FX | " |
| 回胴式遊技機 | サンダーバード2 | 株式会社藤商事 |
| " | ノブナガノヤボウ | アイジーティージャパン株式会社 |
| " | オキオウ 30 | 株式会社パイオニア |

| | | |
|---|------------|--------------|
| " | オマツリマンボ 30 | 株式会社アリストクラート |
| " | ダルマネコ | " |
| " | ジェットセットラジオ | 株式会社ロデオ |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭